<新旧>

附則第１号様式の４（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

不動産取得税減額（還付）申告（申請）書

（買取再販用）

年　月　日

神奈川県　　県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の減額（還付）を申告（申請）します。

▽〔神奈川二四二四〕

〈新旧〉

１　宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及びその敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告事項

土地の明細	所在	地番	地目	地積(ア)	取得年月日	部校標準となるべき額(イ)	税額	減額を受けようとする税額
				㎡	・・		円	円
				㎡	・・			

住宅の明細	家屋番号	種類	床面積(ク)	取得年月日	新築年月日	税額	減額を受けようとする税額
			㎡	・・	・・	円	円

申告する改修工事の箇所	改修工事を完了した年月日	住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日	譲渡先の個人が住宅性能向上改修住宅を居住の用に供した年月日	譲渡住宅を性能向上改修住宅と認定の有無
有・無	・・	・・	・・	有・無

減額を申告する税額の計算

家屋	新築された年において納付されていた固定資産税に係る次の改修工事の完了年月日	控除するものとされていた額(エ)
	平成29年７月１日から平成30年６月30日まで	25万円
	平成30年７月１日から平成31年６月30日まで	33万円
	平成31年４月１日から令和２年３月31日まで	42万円
	令和２年４月１日から令和３年３月31日まで	51万円
	令和３年４月１日から令和４年３月31日まで	60万円
	令和４年４月１日から令和５年３月31日まで	69万円
	令和５年４月１日から令和６年３月31日まで	78万円
	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	87万円
	令和７年４月１日以後	97万円
(エ)× ／100 ＝ 円		

土地	(150万円又は
	(平方メートル当たりの土地の価格(イ)／(ア)) × (床面積(ク)×２(住宅１戸につき200平方メートル限度))
	のいずれか多い額)
	× ／100 ＝ 円

(別紙に)

(略)

２　還付申請事項

還付金の明細	年度	月割	税額	納付済の税額 税額	納付済の税額 地方譲与税	納付年月日	減額されるべき税額	還付申請金額 税額	還付申請金額 地方譲与税
			円	円	円	・・	円	円	円
						・・			

口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	預金の種類	口座番号
	銀行 金庫 信用組合 信用金庫 本店(所) 支店(所) 出張所 郵便局コード　店舗コード	１普通 ２当座 ３その他	(フリガナ) 口座名義人

次葉参照事項	年度	月割	納税通知書番号	減額申告年月日	修正コード	当初税額	減額すべき税額 控除コード	減額すべき税額 金額	控除コード	金額	控除コード	金額	減額後の税額
				・・		円		円		円		円	円
				・・									

▽〔神奈川二四二四〕

〈新旧〉

（別紙１）

減額を申告する税額等	家屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（減額される額）	
		新築時期	減額される額
		昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	３万円
		昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	４万5,000円
		昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	６万9,000円
		昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	10万5,000円
		昭和56年７月１日から昭和60年６月30日まで	12万6,000円
		昭和60年７月１日から平成元年３月31日まで	13万5,000円
		平成元年４月１日から平成９年３月31日まで	30万円
		平成９年４月１日以後	36万円

〈新旧〉

減額を申告する税額等の欄

（裏）

備考　1　※印の欄には、記入しないでください。

5　2　減額を申告する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和９年３月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の２分の１に相当する額」と読み替えてください。

6　3　口座振込による還付金の受領の欄は、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。

7　4　減額の申告事項について、それぞれの事実を証明する書類を添えてください。

追加〔平成27年規則63号〕、一部改正〔平成27年規則126号・29年20号・30年４号・49号・31年31号・令和元年15号・33号・２年42号・３年41号・80号・５年38号・６年46号・８年26号〕

2　土地の明細及び住宅の明細の欄中「減額を受けようとする税額」に記載する額は、それぞれの欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

3　減額を申告する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

4　減額を申告する税額等の欄中「減額される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を○で囲んでください。

▽〔神奈川二四二四〕

〈新旧〉

附則第１号様式の５（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

不動産取得税徴収猶予申請書
（買取再販用）

年　月　日

神奈川県　　県税事務所長殿

郵便番号
住(居)所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。

▽〔神奈川二四二四〕

<新旧>

（別紙2）

土地の明細	所在	地番	地目	地積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき額(イ)	税額	徴収猶予を申請する税額
				㎡	・・	円	円	円
				㎡	・・			
住宅の明細	家屋番号	種類	床面積(ク)	取得年月日	新築年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	
			㎡	・・	・・	円	円	
	申告で定める改修工事の予定の着手	改修工事を完了する予定の年月日	住宅性能向上改修住宅の新築予定年月日			新築後の個人が住宅性能向上改修住宅を居住の用に供する予定年月日	譲渡住宅性能向上改修者住宅新当の着手	
	有・無	・・	・・			・・	有・無	

徴収猶予をすべき税額の計算

新築時期	控除する旨のとされていた額(エ)
昭和39年7月1日から昭和52年12月31日まで	100万円
昭和53年1月1日から昭和47年12月31日まで	150万円
昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで	250万円
昭和51年1月1日から昭和55年6月30日まで	350万円
昭和55年7月1日から昭和60年6月30日まで	450万円
昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで	450万円
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで	1,000万円
平成9年4月1日以後	1,200万円

（エ）×　／100　＝　円

土地

（150万円又は

（平方メートル当たりの土地の価格（イ）／（ア））　×　（床面積（ク）×2（住宅1戸につき200平方メートル限度））

のいずれか多い額）

×　／100　＝　円

徴収猶予を申請する期間	・・　から　・・　まで

※処理事項	年度	月例	決定通知書番号	端子コード	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間	備考
					円	・・　から	
						・・　まで	

▽〔神奈川二四二四〕

〈新旧〉

（別紙２）

徴収猶予を申請する税額等	家屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（徴収猶予される額）	
		新築時期	徴収猶予される額
		昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	３万円
		昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	４万5,000円
		昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	６万9,000円
		昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	10万5,000円
		昭和56年７月１日から昭和60年６月30日まで	12万6,000円
		昭和60年７月１日から平成元年３月31日まで	13万5,000円
		平成元年４月１日から平成９年３月31日まで	30万円
		平成９年４月１日以後	36万円

〈新旧〉

徴収猶予を申請する税額等の欄

備考　1　※印の欄には、記入しないでください。

5 ／ 2　徴収猶予を申請する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和９年３月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の２分の１に相当する額」と読み替えてください。

6 ／ 3　徴収猶予の申請事項が予定されていることを証明する書類を添えてください。

追加〔平成27年規則63号〕、一部改正〔平成27年規則126号・29年20号・30年４号・49号・31年31号・令和元年15号・33号・２年42号・３年41号・５年38号・６年46号・８年26号〕

2　土地の明細及び住宅の明細の欄中「徴収猶予を申請する税額」に記載する額は、それぞれの欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

3　徴収猶予を申請する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

4　徴収猶予を申請する税額等の欄中「徴収猶予される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を○で囲んでください。

▽〔神奈川二四二四〕

新旧対照表

神奈川県県税条例施行規則

新		旧	
別表第４（第37条関係）		別表第４（第37条関係）	
１～30　（略）		１～30　（略）	
31　法第20条の９の３第３項の更正請求書	（略）	31　法第20条の９の３第３項の更正請求書	（略）
	更正請求書（県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割用）第45号様式の２		更正請求書（県民税利子割用）第45号様式の２
32～126　（略）		32～126　（略）	

〈新旧〉

第45号様式（別表第４関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

更　正　請　求　書

年　月　日

神奈川県　　事務所長殿

郵便番号
住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号
経理担当者

次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象		税目		
区分		請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額	
年　月分	課税標準額	円	円	
	税額			
年　月分	課税標準額			
	税額			
年　月分	課税標準額			
	税額			
更正の請求のもととなった申告書の提出期限等	申告書の提出期限	・　・		
	申告書の提出年月日	・　・		
請求の理由				
口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行・金庫・信用組合・共同組合　本店（所）・支店（所）・出張所	預金の種類	1　普通　2　当座　3　その他
		銀行コード　店舗コード	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
備考				

備考　１　令和５年１月１日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

２　口座振込による還付金の受領の欄には、~~申請人名義~~請求人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。

全部改正〔昭和56年規則71号〕、一部改正〔平成元年規則40号・６年90号・13年79号・19年100号・22年67号・23年77号・27年126号・令和元年15号・３年80号・５年27号・８年26号〕

▽〔神奈川二四二四〕

〈旧〉

第45号様式の２（県民税利子割用）（別表第４関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

更　正　請　求　書

年　月　日

神奈川県緑県税事務所長殿

郵便番号
所在地
法人名
代表者氏名
法人番号
電話番号
担当者名

地方税法第20条の９の３第１項又は第２項の規定により、県民税利子割について次のとおり更正の請求をします。

利子等の種類			
区分		請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額	円	円
	税額		
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額		
	税額		
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額		
	税額		
更正の請求のもととなつた申告書に係る特別徴収義務者番号			
請求の理由			
口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行・金庫・信用組合・共同組合　本店（所）・支店（所）・出張所	預金の種類
		銀行コード　店舗コード	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		
備考			

備考　１　令和５年１月１日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

２　口座振込による還付金の受領の欄には、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。

全部改正〔平成22年規則67号〕、一部改正〔平成23年規則77号・25年72号・27年126号・令和元年15号・３年80号・５年27号・８年26号〕

▽〔神奈川二四二四〕

〈新〉

第45号様式の２（県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割用）（別表第４関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

更　正　請　求　書

年　月　日

神奈川県緑県税事務所長殿

郵便番号
所在地
法人名
代表者氏名
法人番号
電話番号
担当者名

地方税法第20条の９の３第１項又は第２項の規定により、県民税 利子割／配当割／株式等譲渡所得割 について次のとおり更正の請求をします。

利子等又は配当等の種類				
区分		請求に係る更正前の額(ア)	請求に係る更正後の額(イ)	差引額(ア)－(イ)
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額	円	円	円
	税額			
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額			
	税額			
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額			
	税額			
更正の請求のもととなつた申告書に係る特別徴収義務者番号				
請求の理由				
口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行／金庫／信用組合／共同組合　本店（所）／支店（所）／出張所	預金の種類	
		銀行コード　店舗コード	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
備考				

備考　１　更正の請求の対象となる税目を○で囲んでください。

２　令和５年１月１日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割、配当割又は株式等譲渡所得割について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」及び「差引額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

３　更正の請求のもととなつた申告書に係る特別徴収義務者番号の欄には、県民税利子割について更正の請求をする場合に記載してください。

４　口座振込による還付金の受領の欄には、請求人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。

〈新旧〉

〔新三二四二四〕

第79号様式の２（別表第４関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

不動産取得税減額（免除、還付）申告（申請）書

年　月　日

神奈川県　　県税事務所長殿

郵便番号
住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

第

次のとおり不動産取得税の減額（免除、還付）を申告（申請）します。

1　耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する減額（免除）申告事項

取得不動産の明細	区分	所在	地番	家屋番号	地目又は種類	地積(ア)又は床面積(イ)	不動産の取得又は譲渡担保財産の設定の年月日	税額	減額（免除）を受けようとする税額
	土地					㎡	・　・	円	円
	家屋						・　・		

□　耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告

総務省令で定める耐震基準適合証明の有無	耐震改修の完了の年月日	居住の用に供した年月日	新築年月日	土地の課税標準となるべき価格（ウ）
有・無	・　・	・　・	・　・	円

減額を申告する税額の計算

家屋

~~新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額~~

~~新築時期~~	~~控除するものとされていた額(エ)~~
~~昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで~~	~~100万円~~
~~昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで~~	~~150万円~~
~~昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで~~	~~230万円~~
~~昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで~~	~~350万円~~
~~昭和56年７月１日から昭和56年12月31日まで~~	~~420万円~~

~~(エ)×　／100　＝　円~~

土地

（150万円又は

（平方メートル当たりの土地の価格（ウ）／（ア））×（床面積（イ）×２（住宅１戸につき200平方メートル限度））

のいずれか多い額）

×　／100　＝　円

（別紙3）

〈新旧〉

（別紙３）

新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（減額される額）	
新築時期	減額される額
昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで	３万円
昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで	４万5,000円
昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで	６万9,000円
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで	10万5,000円
昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで	12万6,000円

〈新旧〉

(エ)

□ 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額申告						被収用不動産等の収用、譲渡又は移転補償金を受けた年月日			・　・
被収用不動産等の明細	区　分	所　在	地　番	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	固定資産課税台帳登録価格 ~~(オ)~~	~~(オ)~~ × ／100	
	土地・家屋					㎡	円	円	
	土地・家屋								
□ 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する免除申告						譲渡担保財産の設定者への移転又は取得不動産の譲渡年月日			・　・
□ 再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告						建築工事等の完了の公告の年月日			・　・
						取得不動産の譲渡年月日			・　・
□ 農地中間管理機構による農地の取得に対する免除申告						農地売買等事業等の実施により当該土地の売渡し等を行った年月日			・　・
□ 土地改良区による換地の取得に対する免除申告						取得不動産の譲渡年月日			・　・

〈新旧〉

〔新三|四|四〕 ◁

（略）

2　還付申請事項

還付金の明細	年度	月別	税額	納付済の徴収金		納付年月日	減額（免除）されるべき税額	還付申請金額	
				税額	延滞金			税額	延滞金
			円	円	円	・　・	円	円	円
						・　・			

口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行 金庫　本店（所） 信用組合　支店（所） 協同組合　出張所	預金の種類	1　普通 2　当座 3　その他	口座番号	
		銀行コード　店舗コード			（フリガナ） 口座名義人	

※処理事項	年度	月別	納税通知書番号	減額申告年月日	減額事由コード	当初税額	減額（免除）すべき税額						減額後の税額
							控除コード	金額	控除コード	金額	控除コード	金額	
				・　・		円		円		円		円	円
				・　・									

〈新旧〉

備考　1　※印の欄には、記入しないでください。

2　減額を申告する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和９年３月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の２分の１に相当する額」と読み替えてください。

3　固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和９年３月31日までに行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の２分の１に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。

4　口座振込による還付金の受領の欄は、申請人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。この場合において、口座名義人が連帯納税義務者のうち一方の者であるときは、他の者の委任状を添えてください。

5　減額（免除）の申告事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

全部改正〔平成30年規則49号〕、一部改正〔平成31年規則31号・令和元年15号・33号・２年42号・３年41号・80号・５年27号・６年46号〕

2　取得不動産の明細の欄中「減額（免除）を受けようとする税額」に記載する額は、同欄中「税額」に記載する額が上限となります。

3　減額を申告する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

4　減額を申告する税額等の欄中「減額される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を○で囲んでください。

〈新旧〉

〔附則三二四二四〕◁

第80号様式（別表第４関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

不動産取得税徴収猶予申請書

年　月　日

神奈川県　　県税事務所長殿

郵便番号
住（居）所又は所在地
氏名又は法人名及び
代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話番号

（略）

次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。

Ⅰ　住宅の用に供する土地の取得に対する徴収猶予申請事項

土地の明細	所在	地番	地目	地積(ア)	取得年月日	課税標準となるべき価格(イ)	税額	
				㎡	・　・	円	円	
					・　・			
	住宅の新築時までの所有状況（予定）	継続して所有　・　住宅新築者へ譲渡（譲渡（予定）年月日　・　・　）						
住宅の明細	種類	構造	床面積(ウ)	用途	新築予定年月日（新築住宅）	取得予定年月日（耐震基準適合既存住宅）	税額の計算	(150万円又は ［平方メートル当たりの土地の価格（イ）／（ア）］ × ［床面積(ウ)×２（住宅１戸につき200平方メートル限度）］ のいずれか多い額) ×　／100　＝　円
	戸建　区分所有 共同住宅等　併用住宅		㎡	自己居住用 貸家用　その他	・　・	・　・	徴収猶予を申請する	
	戸建　区分所有 共同住宅等　併用住宅			自己居住用 貸家用　その他	・　・	・　・		
	新築予定者の住所・氏名等							
徴収猶予を申請する税額		円	徴収猶予を申請する期間			・　・　から　・　・　まで		

〈新旧〉

徴収猶予を申請する税額等

2　耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する徴収猶予申請事項

取得不動産の明細	区分	所在	地番	家屋番号	地目又は種類	地積(ア)又は床面積(イ)	不動産の取得又は譲渡担保財産の設定の年月日	税額	徴収猶予を申請する税額	徴収猶予を申請する期間
	土地					㎡	・　・	円	円	・　・　から ・　・　まで
	家屋						・　・			

□ 耐震基準不適合既存住宅及び当該住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額申告	耐震改修の完了の予定年月日	居住の用に供する予定年月日	新築年月日	土地の課税標準となるべき価格(ウ)
	・　・	・　・	・　・	円

徴収猶予を申請する税額の計算

(別紙外)

家屋

~~新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額~~

~~新築時期~~	~~控除するものとされていた額(エ)~~
~~昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで~~	~~100万円~~
~~昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで~~	~~150万円~~
~~昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで~~	~~230万円~~
~~昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで~~	~~350万円~~
~~昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで~~	~~420万円~~

~~(エ)~~ ×　　／100　＝　　円

土地

(150万円又は

(平方メートル当たりの土地の価格(ウ)／(ア)) ×] (床面積(イ)×2(住宅1戸につき200平方メートル限度))

のいずれか多い額)

×　　／100　＝　　円

(エ)

□ 被取用不動産等の代替不動産の取得に対する減額申告	被取用不動産等の収用、譲渡又は移転補償金を受ける予定年月日	・　・

被取用不動産等となるべき不動産の明細	区分	所在	地番	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	固定資産課税台帳登録価格~~(オ)~~	~~(オ)~~ × ／100
	土地・家屋					㎡	円	円
	土地・家屋							

□ 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する免除申告	譲渡担保財産の設定者への移転又は取得不動産の譲渡予定年月日	・　・
□ 再開発会社による建築施設の部分等の取得に対する免除申告	建築工事等の完了の公告の予定年月日	・　・
	取得不動産の譲渡予定年月日	・　・
□ 農地中間管理機構による農地の取得に対する免除申告	農地売買等事業等の実施により当該土地の売渡し等を行う予定年月日	・　・
□ 土地改良区による換地の取得に対する免除申告	取得不動産の譲渡予定年月日	・　・

※処理事項	年度	月別	納税通知書番号	猶予コード	徴収猶予する税額	徴収猶予の期間	備考
					円	・　・　から	
						・　・　まで	

〔神奈三一四一四〕

〈新旧〉

（別紙４）

<table>
<tr><td colspan="4">徴収猶予を申請する税額等</td></tr>
<tr><td rowspan="6">家屋</td><td colspan="2">新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（徴収猶予される額）<table><tr><td>新築時期</td><td>徴収猶予される額</td></tr><tr><td>昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで</td><td>３万円</td></tr><tr><td>昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで</td><td>４万5,000円</td></tr><tr><td>昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで</td><td>６万9,000円</td></tr><tr><td>昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで</td><td>10万5,000円</td></tr><tr><td>昭和56年７月１日から昭和56年12月31日まで</td><td>12万6,000円</td></tr></table></td><td rowspan="6">土地</td><td rowspan="6">（150万円又は
（平方メートル当たりの土地の価格（ウ）／（ア）） × （床面積（イ）×２（住宅１戸につき200平方メートル限度））
のいずれか多い額）
× ／100 ＝ 円</td></tr>
</table>

〈新旧〉

▷〔平成三｜四｜四〕

備考　1　※印の欄には、記入しないでください。

2　取得した土地を住宅の新築時まで継続して所有する予定の場合には、新築予定者の住所・氏名等の欄は記入する必要はありません。

7／3　徴収猶予を申請する税額の計算の欄中「平方メートル当たりの土地の価格」とあるのは、住宅の用に供する土地（宅地評価土地に限る。）の取得が令和９年３月31日までに行われたときは、「平方メートル当たりの土地の価格の２分の１に相当する額」と読み替えてください。

8／4　固定資産課税台帳登録価格の欄には、被収用不動産等（宅地評価土地を含むものに限る。）の収用又は譲渡が令和９年３月31日までに行われたときは、宅地評価土地部分の登録価格の２分の１に相当する額と宅地評価土地部分以外の部分の登録価格に相当する額との合計額を記入してください。

9／5　徴収猶予の申請事項についてそれぞれの事実を証明する書類を添えてください。

全部改正〔平成30年規則49号〕、一部改正〔平成30年規則70号・31年31号・令和元年15号・33号・２年42号・３年41号・５年27号・６年46号・８年26号〕

及び徴収猶予を申請する税額等の欄

3　1　住宅の用に供する土地の取得に対する徴収猶予申請事項の表中「徴収猶予を申請する税額」に記載する額は、土地の明細の欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

4　2　耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する徴収猶予申請事項の表中「徴収猶予を申請する税額」に記載する額は、取得不動産の明細の欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

5　徴収猶予を申請する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

6　徴収猶予を申請する税額等の欄中「徴収猶予される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を○で囲んでください。